

一般社団法人 Omusubi 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、「一般社団法人 Omusubi」（英称：General Corporate Association 'Omusubi'）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県気仙沼市長磯前林 55 番地 3 に置く。

(目的)

第3条 当法人は、母親・こども・父親、個々の欲求が満たされ、互いにひとりの人間として健やかに成長することができる社会をつくることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 親子にとって安全安心な託児所の設置・運営事業
- (2) 親子の愛着形成を促す事業
- (3) 子育て中の親の心と身体の休息支援事業
- (4) 子育て中の親の自己実現のための研修・相談事業
- (5) 地域住民が子育てに触れる機会を作るための事業
- (6) 社会の子育てに対する意識の変革を図るための事業
- (7) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその

社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、理事がこれに当たる。理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

(選任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第18条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事の

任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第21条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第25条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第26条 この定款は社員総会における総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第27条 当法人は社員総会における総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第28 条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会

の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から西暦2019年1月31日までとする。

(設立時の役員)

第30条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事	田中惇敏
	村松ももこ
	村上和佳奈

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所	福岡県北九州市八幡西区本城東二丁目6番9号
設立時社員	田中惇敏
住 所	宮城県気仙沼市長磯森18番地
設立時社員	村松ももこ
住 所	宮城県名取市植松四丁目10番15-201号ヨーポ石橋B
設立時社員	村上和佳奈

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。